

さすてな電気 重要事項説明書

◆ご契約内容の確認

- ・本契約は、当社指定のウェブサイトよりお客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ・ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまにお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。ただし、この方法により決定することができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。
- ・電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。
- ・電気料金メニュー適用期間は、以下の通りです。

原則として、需給開始日（料金適用開始の日）から、需給開始日以降に到来する4月の電気の計量日の前日（満了日）までとなります。満了に先立ち変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその後到来する4月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これになります。

◆需給開始予定日

- ・需給開始日は、原則として、所定の手続きを完了した後最初に到来する電気の検針日とします。
- ・需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、需給開始予定日に需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
- ・需給開始日は、電子メール、その他当社指定の方法でお客さまにお知らせします。

◆供給電圧および周波数

- ・当社は、送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。（供給電圧 100V／200V／100V および 200V）
- ・周波数は 50Hz とします。

◆電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

- ・月ごとの電気の計量日（もしくは検針日）は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- ・当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金およびその計算方法は、電気料金メニュー定義書（URL：<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/yakkan/index.html>）をご確認ください。
- ・当社は、前月の電気の計量日から当月の電気の計量日の前日までの期間の使用電力量をもとに、電気料金を計算します。ただし、新たに電気の需給を開始した場合は、需給開始日から直後の電気の計量日の前日までの期間を、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定める計量日以外の日には電気需給契約を解約した場合は、直前の電気の計量日から解約日の前日までの期間の使用電力量をもとに、電気料金を計算します。
- ・当社は、新たに電気の需給を開始し、またはお客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定める計量日以外の日には電気需給契約を解約した場合は、基本料金、最低月額料金および電力量料金、再生可能エネルギー

発電促進賦課金を日割計算して電気料金を請求します。

◆電気料金のお支払い方法

- ・電気の計量日以降に、クレジットカードでお支払いいただきます。

◆お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・お客さまの都合により当社への電気の切り替えを取りやめることとなった場合、お客さまは切り替えによる電気の需給開始予定日より前に当社にその旨を申し出ていただく必要があります。
- ・お客さまからのお申し出により本契約の変更または解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
 - └契約容量等の変更を希望される場合：下記のお問い合わせフォームでお問い合わせ下さい。
 - └電気料金メニューの変更を希望される場合：下記のお問い合わせフォームでお問い合わせ下さい。
 - └解約を希望される場合：下記のお問い合わせフォームで最後に電気を使用する日の2営業日前までにお問い合わせください。なお、建物の解体を伴う場合は、最後に電気を使用する日の7営業日前を目途にお問い合わせください。
- ・ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。
- ・引越し（転出）等の理由や他の小売事業者への契約切り替えによってお客さまが本契約の解約を希望する場合で、①新たに契約容量等を設定した日または契約容量等を増加した日から本契約の解約日までの期間が1年未満、かつ②当社が一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき一般送配電事業者から料金や工事費等の精算を求められた場合には、お客さまはその金額相当額を負担していただきます。

◆その他需給に関わる費用

- ・需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

◆電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社または一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
 - ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合の、電気の品質の維持・

改善のために必要な装置・設備の施設

- ⑤電気工作物に異常もしくは故障があり、またはそのおそれがある場合、およびお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合におけるその旨の通知

◆当社からの契約の変更・解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款（さすてな電気メニュー専用）や電気料金メニュー定義書（以下、「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、当社指定のウェブサイトにて一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ・お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款等（さすてな電気メニュー専用）に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合、当社は本契約を終了することがあります。
- ・上記の場合において、本契約の終了後、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が止まるおそれがありますので、他の小売電気事業者と小売供給契約を締結するか、供給義務を負う電気事業者に供給申し込みをしていただく必要があります。

◆さすてな電気について

- ・さすてな電気・A契約タイプ（東京電力エリア）およびさすてな電気・kVA契約タイプ（東京電力エリア）は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書100%を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとするプランです。
- ・本プランにおける電源構成および非化石証書の使用状況の計画値は、当社HP（<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/sustainable/source.html>）をご確認ください。
- ・当社の電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社HP（<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/sustainable/source.html>）にてお知らせします。
- ・当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）がゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

◆その他

- ・契約締結および契約変更にあたっての供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、当社指定のウェブサイトへの掲載、電子メールの送付その他当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- ・次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
 - ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更を

しようとする事項のみを説明し、記載します。

②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

- ・電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- ・電気料金メニューの適用期間を継続する場合の供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、当社が適当と判断した方法により、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみを書面を交付することなく説明するものとし、契約締結後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載することについて予め承諾の上、お申し込みください。
- ・現電力会社から当社へ電気を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは原則不要です。
- ・現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との電気契約が解約され、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、下記のお問い合わせフォームでお問い合わせください。
- ・キャンペーン情報・電気需給約款（さすてな電気メニュー専用）・サービス内容等は変更されることがあります。最新情報は当社指定のウェブサイトでご確認ください。

●小売電気事業者

東京ガス株式会社（東京都港区海岸 1-5-20）

●登録番号

A0064

●問い合わせ先

東京ガスさすてな電気

【お問い合わせフォーム】

<https://renewable.energy-portal.tokyo-gas.co.jp/action/contact/indexGuest?brandCode=31EN&prtCd=30T6>

【受付時間】

月～土 9：00～17：30

<個人情報の取扱いについて>

当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売業（エネルギーの調達を含む）、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業およびこれらに付帯する事業、並びに関連するアフターサービスの提供および上記各種事業に関するお知らせのために利用します。その他、個人情報の取り扱いについては、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。その他、電力販売に関する業務提携先と共同利用する場合があります。